

## 会議記録

会議名称	平成26年度第2回北本市情報公開・個人情報保護運営審議会
開会及び閉会日時	平成27年2月26日(木) 午前10時から午前11時まで
開催場所	大会議室3-A
議長氏名	大野好夫
出席委員氏名	櫻沢徹郎、木村重厚、若井康裕、林正子、木本紀子、大野好夫、佐久間純子、若山晋、松前友美
欠席委員氏名	
説明者の職氏名	総務課：山崎寿主幹、小松祐樹主事
事務局職員職氏名	総務課：新井信弘課長、矢ノ川直登主任、吉澤志歩主任
会議次第	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 諮問について 北本市公共施設に設置する防犯カメラに係る個人情報の収集方法等について 4 その他 5 閉会
配布資料	添付のとおり

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
新井課長	<p>1 開会 これより平成26年度第2回北本市情報公開・個人情報保護運営審議会を開会します。 開会に当たりまして、大野会長より御挨拶をお願いします。</p>
大野会長	<p>2 会長挨拶 － 会長挨拶 －</p>
大野会長	<p>3 議事 それでは、議事に移ります。 諮問「北本市公共施設に設置する防犯カメラに係る個人情報の収集方法等について」の説明をお願いします。</p> <p>－ 総務課職員入室、説明 －</p>
大野会長	<p>担当課からの説明が終わりました。委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。</p>
林委員	<p>公共施設に防犯カメラを設置することにより、不特定多数の人がカメラに写りこむことになるが、閲覧制限等をするのですか。</p>
山崎主幹	<p>防犯カメラ管理責任者を定め、その者が防犯カメラ取扱担当者を指名し、管理・運用を行う体制を作ります。</p>
林委員	<p>一般の市民が公開請求をした場合はどうなりますか。</p>
矢ノ川主任	<p>写り込んでいる者の顔等は、個人情報にあたるので非公開となります。 写り込んでいる者本人が開示請求をした場合は、本人の個人情報なので、原則公開になるところですが、防犯カメラの画像では、写り込んでいる者が開示請求をした本人であるかどうかを特定することが難しいことから、本人であっても不開示としたいと考えます。</p>

木村委員	<p>庁舎の防犯カメラは、全て1階に設置しているが、2階、3階は設置しないのですか。</p>
山崎主幹	<p>1階は、防犯上の理由により時間によってシャッターで区切る措置を講じていることから死角が多く発生すること、有料コピー機など現金を取り扱う機器があることから設置場所を検討しました。</p> <p>また、当面は庁舎の全ての出入り口を撮影することを目的とし、1階のみに設置し、2階、3階は撮影範囲からは除きました。</p>
木村委員	<p>防犯カメラの映像はどこで見ることができるのですか。</p>
山崎主幹	<p>庁舎、西口ビルともにそれぞれの管理室で見ることができます。</p>
佐久間委員	<p>駅の3階は人通りが多いが、そこには設置しないのですか。</p>
山崎主幹	<p>西口ビルにはエレベーター、エスカレーターを安全に運転管理するための監視カメラは設置していますが、防犯カメラは設置していません。今後さらに防犯意識が高まり防犯カメラの必要性がでてきたときには検討したいと思います。</p>
大野会長	<p>要綱案の概要について説明をお願いします。</p>
山崎主幹	<p>こちらの要綱案は、当審議会ですべて御審議いただいた駅前、パスポート窓口、児童館に設置する際に個々に作成していた防犯カメラの要綱を基礎に作成したものです。</p> <p>設置場所を「公共施設」とすることで、今までのものはもちろん今後設置が想定される公民館や公園等においても適用できるようなものになっています。</p>
櫻沢委員	<p>公共施設に設置する防犯カメラは全てその要綱に基づいて運用するということは、今後、個々の設置場所</p>

矢ノ川主任	<p>について審議会に諮問しないということですか。</p> <p>そうです。今後想定される公共施設への設置も含めて諮問しています。</p>
櫻沢委員	<p>今後、個別に諮問しないで防犯カメラの設置を行う場合、勝手に取扱いが変わるようなことはないですか。</p>
矢ノ川主任	<p>今後設置する防犯カメラも、審議会での答申の範囲内で行います。仮に答申を逸脱するようなことになったり、要綱に大幅な改正があるときには、再度諮問することになります。</p>
林委員	<p>個別に諮問しないこととなると、審議会としては今後防犯カメラがどこに設置されたかわからないのですか。</p>
矢ノ川主任	<p>年に1度、情報公開・個人情報保護制度の実績について審議会へ報告しているので、その中でお示しします。</p>
大野会長	<p>公共施設を指定管理者に管理させる場合、要綱案の規定にある責任者等は誰になりますか。</p>
矢ノ川主任	<p>実際の運用等は指定管理者が行うこととなりますが、あくまで市の施設なので、防犯カメラ責任者と防犯カメラ取扱担当者は市の職員となります。</p>
若井委員	<p>要綱案の第5条第2号には、防犯カメラを設置している旨を表示することとしているが、防犯カメラは設置していることがわかったほうがよいということですか。</p>
矢ノ川主任	<p>はい。犯罪の予防が目的なので、防犯カメラが設置されていることが認識されたほうがよいと考えます。</p>
木村委員	<p>要綱案第6条第3号の保管期間については曖昧な規定になっているがこれどのような意図ですか。</p>
矢ノ川主任	<p>保管期間は14日間で、パスポート窓口にあっては</p>

大野会長	<p>国からの要請もあり1年間です。曖昧な規定はやめて期間を明示します。</p> <p>他に質問が無いようですので審議に入ります。</p> <p style="text-align: center;">－ 総務課職員退室 －</p>
大野会長	<p>本日の諮問事項であります個人情報の収集方法等3点については何かご意見はありますか。</p>
櫻沢委員	<p>本日の諮問事項にあります個人情報の開示請求があった場合は不開示にするということですが、駅前、パスポート窓口、児童館に設置した防犯カメラの映像については今まで開示請求はありましたか。</p>
矢ノ川主任	<p>ありません。</p>
林委員	<p>今回の諮問事項を承認するに当たり、本人の同意を得ずに不特定多数の人を写し、その映像を保管することになるので、職員への周知や教育を徹底してもらいたいと考えます。</p>
新井課長	<p>要綱ができましたら、全職員と指定管理者にも周知させます。</p>
大野会長	<p>それでは本日諮問のありました件について、意見をまとめます。</p> <p>1点目は、収集方法の原則の例外として、撮影範囲内の市民に対して撮影の了解を得ずに個人情報を収集すること。2点目は、個人情報の目的外利用等の例外として、撮影範囲内で事件・事故が発生した場合等には、申請書の提出及び身分証の提示により、捜査機関に対して映像を閲覧させること。3点目は、不開示情報に関することとして、本件防犯カメラの映像について個人情報の開示請求があった場合には、不開示の決定とすること。以上3点について、審議会としての結論を出したいと思えます。</p> <p>委員から様々な意見がありましたが、プライバシーの保護や個人情報の取扱いについて厳格に行うことを</p>

<p>若山副会長</p>	<p>要望し、本件については、承認するという事によろしいのではないかと考えます。このことについて、他に意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>防犯カメラについては、民間の会社でも多く設置されています。林委員のように民間で御活躍されている方の防犯カメラに関する意見は大変参考になると思うので、是非参考にしてもらいたいと考えます。</p>
<p>大野会長</p>	<p>それでは、ただいまありましたような意見も踏まえていただいて本件諮問については、審議会として、承認ということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">－ 異議なし －</p>
<p>大野会長</p>	<p>答申及び会議記録につきましては、会長と事務局が調整の上作成するという事によろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">－ 異議なし －</p> <p>4 その他</p> <p style="text-align: center;">－ 事務局事務連絡 －</p> <p>5 閉会</p> <p style="text-align: center;">－ 副会長挨拶 －</p>
<p>若山副会長</p>	<p>議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成 27 年 3 月 3 日</p> <p style="text-align: center;">会 長 大野好夫</p>